

令和4年第1回定例会 経済建設常任委員会審査記録（第2日目）

- 1 日 時 令和4年3月14日（月） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第35号 市道路線の認定について
議第36号 市道路線の変更について
議第37号 市道路線の廃止について
議第39号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
議第40号 村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第46号 令和3年度村上市下水道事業会計補正予算（第3号）
議第13号 令和4年度村上市上水道事業会計予算
議第14号 令和4年度村上市簡易水道事業会計予算
議第15号 令和4年度村上市下水道事業会計予算
- 4 出席委員（6名）
2番 山田 勉 君 3番 大滝 国吉 君
4番 菅井 晋一 君 5番 尾形 修平 君
6番 川村 敏晴 君 7番 川崎 健二 君
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員（6名）
上村 正朗 君 富樫 雅男 君 高田 晃 君
小杉 武仁 君 本間 善和 君 渡辺 昌 君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田 敏秋 君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
副 市 長 忠 聡 君
建設 課 長 伊与部 善久 君
同 課 整備室 長 須貝 民雄 君
同 課 管理室 長 本間 孝幸 君
同 課 管理室 係 長 矢部 和貴 君
同 課 日沿道対策室 長 小池 一栄 君
都 市 計 画 課 長 大西 敏 君
同 課 参 事 小野 道康 君
同 課 建築住宅室 長 浅野 宏 君
同 課 建築住宅室 副 参 事 宮村 勉 君
同 課 都 市 政 策 室 長 風間 貴志 君
上 下 水 道 課 長 山田 知行 君
同 課 経 営 企 画 室 長 長谷部 淳 君
同 課 経 営 企 画 室 主 幹 林 奈美 君
同 課 経 営 企 画 室 係 長 岩 澤 千 聡 君

同課業務室長	東 敏之君
同課業務室副参事	齋藤俊則君
同課工事管理室長	小田康隆君
同課工事管理室副参事	菅原和英君
荒川支所産業建設課長	渡邊修君
神林支所産業建設課長	齋藤雄一君
朝日支所産業建設課長	加藤泰君
同課建設管理室長	鈴木健次君
山北支所産業建設課長	小田和弘君

10 議会事務局職員

局長	長谷部 俊 一
書記	中山 航

(午前10時00分)

委員長(川崎健二君)開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第3 議第35号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長(建設課長 伊与部善久君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

建設課長

おはようございます。建設課だが、よろしく願いいたす。それでは、議第35号 市道路線の認定についてのご説明をさせていただきます。本案は、市道認定申請において道路用地の寄附を受けた南町2丁目地内の1路線並びに本市の合併前に行われた民間開発行為において完了後に認定が行われなかった長政地内の1路線について、新たに市道路線の認定をお願いするものである。なお、起終点位置、幅員延長については2路線とも議件書の別記に記載のとおりとなっているので、御覧をいただきたいと思う。それでは、議件書の市道路線認定説明図を御覧いただきたいと思う。最初に、市道南町9号線として認定をお願いいたす路線だ。御覧いただいている説明図に示す箇所となっているが、市道南町8号線、ちょっとこれ図面に示していないけれども、県道村上神林線から山側に縦に入ってくる路線になるけれども、その接点が起点であって、路線の山側の行き止まり付近が終点となる。次に、市道長政33号線として認定をお願いいたす路線だ。説明図に示す箇所で、三幸製菓株式会社荒川工場と株式会社山富の間を通る道路であり、JR羽越本線側が起点で胎内市の上水道施設側が終点となる。なお、図面の黒丸位置が起点であり、矢印位置が終点となっている。説明については以上である。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第35号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第36号 市道路線の変更についてを議題とし、担当課長(建設課長 伊与部善久君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

建設 課長 それでは、次に議第36号 市道路線の変更についてのご説明をさせていただきます。本案については、2路線について市道路線の変更をお願いするものだが、そのうちの1路線については南町2丁目の市道南町8号線の変更であり、市道認定申請とともに道路用地の寄附を受けたことにより当該路線が延伸されるため、終点位置の変更をお願いするものである。また、もう一路線については、上山田地内において、森林基幹道岩船東部線の開設に伴って、路線で併用となる箇所について市道路線を除外しなければならないことから、起点位置の変更をお願いするものだ。路線変更に伴う基終点位置、幅員、延長については別記に記載のとおりとなっているので、御覧をいただきたいと思う。それでは、議件書の市道路線変更説明図を御覧いただきたいと思う。最初に、市道南町8号線の変更だが、説明図の路線の変更前を破線で、変更後を実線で示させていただいているが、破線より先の実線部分について道路用地の寄附を受けたことにより、路線が延伸されることになることから、終点位置を実線の矢印位置に変更させていただくものである。次に、市道上山田24号線についての変更だが、同様に説明図で路線の変更前を破線で、変更後を実線で示させていただいているが、今回変更前の破線路線のうち岩船東部線の計画範囲において、併用となる市道路線の一部を除外して実線路線とするため、起点位置を実線黒丸の位置に変更させていただくものである。説明については以上である。

(質 疑)

尾形 修平 これ今のその前の9号線のところと、その下のほうというか、安藤さんのうちに曲がっていくほうというか、それはまだ市道にはなっていない。9号線の下の方のクランクになっているところあるだろう。そっちはまだ市道にはなっていないのか、そうすれば。

建設 課長 まだその部分については市道になっていない。

尾形 修平 多分これが市道に今までは隣接していなかったから、多分市道にはなっていないなと思ったのだけれども、今回これ9号線がこうやって認定受けたのであれば、上のほうももし地元の方と話しして、できるのであれば、市道認定に向けて進めてもらえればなというふうに思うのだけれども、いかがだろう。

建設 課長 今回2路線、1路線については認定、1路線については延伸ということでやらせてもらったけれども、この区域について用地等の問題がなく、寄附いただけるものについてはもう市道認定するというので進めている。近辺についても、同様にそういう話が多分伝わっていると思うので、その辺の整理がつき次第、市道認定していきたいというふうに考えている。

尾形 修平 今この9号線の下の方に田んぼだったところが宅地造成して、住宅地になるわ

けど。そうすると、この付近も本当に除雪なんかで非常に業者さん多分困っているのだ。みんな突き当たり、突き当たりというか、袋小路になっていて。その辺もある程度今後市道になった暁には、市のほうがやはり中心となって除雪用地の確保というか、そういうものも進めてもらわないと、多分この辺の人が一番容易でない思っていると思うので、よろしくお願ひしたいと思う。答弁は要らない。

菅井 晋一 8号線、9号線についてなのだが、登記の問題もなく寄附が可能になったということなのだろうけれども、以前姫路さんからお話があったところなのかなみたいな記憶があるのだけれども、測量図とかも必要だというふうなお話があったのだが、それらについてはそれについて寄附されたということだろうか。

建設 課長 当然寄附されることになるので、用地を確定して、その分を寄附するという形になるので、測量については地元のほうでお願いして、確定させた上で寄附をいただいているということである。

菅井 晋一 では、市がそれに対して測量をしたりとか、図面作ったり経費かけたということではないのだろうか。

建設 課長 測量については、市のほうで経費をかけてはいない。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第36号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第37号 市道路線の廃止についてを議題とし、担当課長(建設課長 伊与部善久君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

建設 課長 それでは、議第37号 市道路線の廃止についてのご説明をさせていただきます。本案は、西興屋地内において本市の合併前に旧村上市と旧朝日村の行政界付近でそれぞれの旧市村が認定していた路線の一部が重複いたしていたことから、重複する一方の西興屋3号線について廃止をお願いするものである。それでは、議件書の市道路線廃止説明図を御覧いただきたいと思う。図面の破線で示した路線が旧朝日村で認定していた現在の市道小川1327号線で、実線で示した路線が旧村上市で認定していた市道西興屋3号線である。今回この市道小川1327号線の一部と市道西興屋3号線が重複していたことから、市道西興屋3号線について廃止をさせていただくものである。以上である。

(質 疑)

尾形 修平 これ合併してもう13年になるわけなのだけれども、何で今になってこういうのが出てきたのだかなと思って、それだけちょっと教えてください。

建設 課長 実は道路台帳の修正業務等をやっていたときに路線が重複しているということでコンサルのほうからちょっとご連絡あって、路線重複していると交付税なんかも二重

計上になるので、その分を調整させていただいたということである。

尾形 修平 そうすると、こういうような事案はほかにはないというか、今後出てこないということでもいいのか。

管理室係長 まず、今年度の事業で道路台帳網図の市内全域の統合業務というのを発注いたして、その中で路線が重複しているというのが判明したものであって、統合された中でここ以外で重複しているというのはなかったというふうに報告を受けている。

尾形 修平 こういう案件というのは、旧町村の町村界にしかまずあり得ない話なのだけれども、ここに旧の境界書いていないから分からないのだけれども、何でこういう事案が発生したのだかなと思って、それが不思議でしょうがないのだけれども、いかがか。

建設 課長 この図面で見いただいている西興屋3号線、実線の部分、この部分だけがコの字に村上市の行政界が入っていて、その外側もう朝日村だったということで、道路は一本のところどころでちょうど道路の真ん中が境界みたいな形になっていて、朝日のほうも小川1327号線ということで真っすぐ通してあって、村上市も行政界の内だということで、その部分だけを市道認定していたということである。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第37号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第39号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（建設課長 伊与部善久君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

建設 課長 それでは、議第39号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてのご説明をさせていただく。本案は、道路法施行令第19条に定める占用料の単価に占用許可を受けて自動運行補助施設を設置する場合の占用料の額を定めた同法施行令の一部改正に伴って、新潟県道路占用徴収条例においても令和3年10月26日の一部改正により同様に占用料単価に占用許可を受けて自動運行補助施設を設置する場合の占用料の額を定めたことから、新潟県道路占用徴収条例に準拠している本条例の道路占用料単価についても新潟県道路占用料単価に合わせて自動運行補助施設を設置する場合の占用料の額を定めた一部改正をお願いするものである。なお、一部改正の単価については新旧対照表の76ページから87ページに記載のとおりとなっているので、御覧をいただきたいと思う。簡単だが、以上である。

(質 疑)

菅井 晋一 いよいよ自動運転の準備が始まったのかなというふうな印象なのだが、実際はこの補助施設を設置するのは、国がやることになるのだろうか。国がやって、市道であれば誰がやるのか、誰が占用料を払うのかという。

管理室係長 自動運転車の運行補助施設ということで、占用として発生するものとしては、民間

業者が行う場合を想定している。当然国が行う可能性というのも想定されるが、民間が事業を行うという場合において、この道路占用料が発生するというもので想定されているものである。

菅井 晋一
管理室係長

難しいというか、民間というのは車屋さんとかがやるということか。
具体的な想定は当市においては無いが、国のほうでそういったものが想定されるということで、道路法を改正して、進んでいるものであるもので、ちょっと具体的にまだ動き出してはいない。

建設 課長

今お話しさせてもらったとおりなのだけれども、自動運転についてはこれから、これからというか、進んでいるところもあるけれども、試行でもやっているところもあるし、今後国のほうが補助事業とか、そういった形で民間参入とか出てきたときに、いわゆる道路にガイドを入れていくとかという形で民間事業のために行うものとして占用の取扱いとするということで、今回単価の設定をしたというようなことで聞いている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第39号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程 第 7 議第40号 村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（上下水道課長 山田知行君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 おはようございます。上下水道課だ。よろしく願いいたす。それでは、議第40号は村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。こちらについては、朝日温海道路工事に伴い朝日第4水源を移設し、変更認可を取る必要があることから、条例の経営の基本項目である給水人口と1日最大給水量を変更するものである。以上が内容となっている。ご審議賜るようよろしく願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第40号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第46号 令和3年度村上市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長（上下水道課長 山田知行君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

上下水道課長 引き続き議第46号 令和3年度村上市下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。1Pを御覧ください。第2条は、収益的収入及び支出の補填の財源の追加で、企業債利息の財源に充てるため、資本費平準化債を資本的収支から変更するものである。第3条は、資本的収入及び支出の補正となる。収入において第1款資本的収入、第1項企業債から3,800万円を減額し、第2項補助金に4,800万円を追加し、資本的収入の予算を29億9,452万6,000円としている。2Pの記載の支出においては、第1款資本的支出、第1項建設改良費において1億617万円を追加し、資本的支出の予算を45億442万7,000円としている。また1Pを御覧いただき、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額15億990万1,000円は、当年度分消費税等資本的収支調整額5,029万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1億9,319万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金12億6,641万5,000円で補填しようとするものである。続いて、2P、第4条は企業債の補正となる。国の補正予算（第1号）に伴い、対象事業分の企業債を追加し、現年度額を5,550万円引き上げるものである。補正の主な内容としては、3Pから4Pの資本的収入及び支出の収入において、1款1項1目企業債において、先ほど第2条の収益的収入及び支出でご説明した資本費平準化債の更正による減額と、第4条企業債でご説明した国の補正予算対象事業分の企業債の追加により、差引き3,800万円を減額し、2項1目国庫補助金において、国の補正予算対象事業分の社会資本整備総合交付金として4,800万円を追加しようとするものである。5Pから6Pの支出においては、1款1項1目建設事業費において、歳入と同様に国の補正予算対象事業費として村上浄化センター改築更新実施設計及び府屋中継ポンプ場耐震診断業務の委託料として3,517万円を追加し、烏川雨水幹線整備事業経費として補償費に2,600万円、工事請負費に4,500万円を追加し、総額1億617万円を追加しようとするものである。以上、下水道事業補正予算の概要となる。よろしくご審議いただくようお願いいたします。

（質疑）

尾形 修平 5P、6Pの今課長から説明あった村上処理場の設計等委託料だけれども、今後のスケジュールというか、どのように考えているのだろうか。

上下水道課長 村上浄化センターの改築更新事業については7か年で実施していて、一応令和6年度までで完了する予定にはなっているのだけれども、ちょっと今の水処理の関係のところの委託を来年かけるわけなのだけれども、その関係でもしかすると少し延びることもあるかもしれないが、そういうスケジュールになっている。

尾形 修平 公共下水道に関しては、令和3年度でほぼ、ほぼというか、100%と考えてもいいと思うのだけれども、完了しているわけなので、これからこの処理場とかいろいろ維持管理にも経費かかっているけれども、やっぱりこうやって100%管渠敷設終わった暁には接続率、水洗化率の向上を目指していく必要があるのではないかなと思うのだけれども、その辺課としてどういうような取組をしていくつもりなのかお聞かせ

ください。

上下水道課長 当然6月1日から料金改定も抱えているわけだし、水洗化というものは平等性の面でもやはり負担していただく上では一番大切な部門だというふうに認識はしている。上下水道事業審議会の中でも経営の見直し等で今取り組んでいるところではあるが、やはり我々自身が水洗化に向けての取組として、ちょっと2年間コロナ禍でなかなかお手紙とか電話等での対応が多かったのだけれども、今後は前と同じように土日も含めて普及活動に回るとか、いろんなことを案を出しながらやっていきたいと思っている。

尾形 修平 水洗化率を上げて、やっぱり使用料収入を上げていかないと、今まで下水道事業にかかった借金が、今後人口が減少して行って、後々に重くのしかかるのではないかなというふうに私も考えているので、100%なんていうのは当然無理なわけだし、世帯当たりの世帯の事情にもよって、高齢者世帯であればなかなか難しいのかなというのも十分事情は分かるのだけれども、なるべく本当に特に事業所とかいうところには積極的に働きかけていただければなというふうに思うので、よろしく願います。答弁は要らない。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第46号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9 議第13号 令和4年度村上市上水道事業会計予算を議題とし、担当課長（上下水道課長 山田知行君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、引き続きよろしく願います。議第13号 令和4年度村上市上水道事業会計予算について概要を説明いたします。一般会計を含む4会計の予算説明となるため、各予算の項目の目の金額を読み上げ、備考欄は主な内容説明とし、金額の読み上げは省略させていただくので、よろしく願います。予算書365Pから367Pは、地方公営企業法施行令第17条の規定により、第1条総則から第9条たな卸資産購入限度額を記載しているが、365P、第2条にあるとおり、企業活動の基本的な目標になる業務予定量として、令和4年度は給水戸数2万692戸、年間総給水量596万7,801立方メートル、1日平均給水量1万6,350立方メートルとしている。なお、366P、第4条のとおり資本的収入においては資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億9,623万7,000円は、当年度分消費税等資本的収支調整額5,355万1,000円、当年度分損益勘定留保資金4億5,583万円、減債積立金2,000万円及び建設改良積立金6,685万6,000円で補填するものといたす。予算書の368Pから375Pまでは、令和4年度上水道事業会計予算実施計画で、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出のそれぞれの款項目の令和4年度及び前年度の予定額、備考欄については目の説明を記載している。予算書376Pから387Pまでは、令和4年度上水道事業会計予算実施計

画説明書だ。実施計画説明書により、収支における主なものをご説明いたす。376 P、377 Pを御覧ください。収益的収入及び支出において収入の主なものとしたして1項1目給水収益だが、過去の実績及び6月1日から料金改定を見込み、9億8,123万8,000円を計上いたした。次に、2目受託工事収益だが、1,010万円を計上いたしたが、これは消火栓に係る工事の負担金だ。2項3目営業外収益、長期前受金戻入は1億2,823万円を計上いたした。これは、令和4年度に収益化する工事補償金等の長期前受金だ。続いて、378 P、379 Pを御覧ください。収益的収入及び支出において支出の主なものだが、1項1目原水及び浄水費、これは原水の取り入れ及び原水のろ過滅菌をする設備の維持管理などに要する費用で1億3,616万8,000円を計上いたした。昨年度と比較し1,129万4,000円の減額だが、施設保守点検業務におけるpH調整塔の清掃などの隔年実施による変動や大規模修繕の減少が主な要因だ。2目配水及び給水費、これは配水池、配水管、その他上水の配水に係る設備及び給水装置に附属する揚水機その他の設備の維持及び作業に要する費用だ。1億1,419万5,000円を計上いたした。昨年度と比較し1,068万9,000円の増額となっており、修繕費の増額や大口径の漏水等の緊急対応用材料費の増額を要因としている。続いて、380 P、381 Pを御覧ください。3目受託工事費、これは消火栓の新設、修繕工事などに伴う受託工事費で1,010万円を計上いたした。4目総係費、これは上水道事業活動全般に関する費用で1億5,125万円を計上いたした。昨年度と比較し1,480万1,000円の増額となっており、職員給与費や委託料が増額となっている。職員給与費の増額の理由は人事異動によるもので、委託料は新たに水道台帳システムの保守管理を計上したことが主な増額要因となっている。次に、382 P、383 Pを御覧ください。2項1目営業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費、これは企業債に係る利息で7,270万円を計上いたした。昨年度と比較し613万6,000円減額となっている。次のページ、384 Pから387 Pは資本的収入及び支出について記載している。384 P、385 Pを御覧ください。資本的収入及び支出において、収入の主なものとしたしては1項1目企業債4億40万円、これは建設改良費に充てる地方債だが、昨年度と比較して1億9,410万円増額となっており、企業債の対象事業が増えたことによる。2項1目出資金だが、一般会計で負担すべき経費とされている基準内繰入金1,755万5,000円を計上いたした。また、4項1目工事補償金では1億2,396万円を計上いたした。これは、県などの事業に伴う水道施設の移設費などに対する補償金となる。続いて、386 P、387 Pを御覧ください。資本的収入及び支出において支出の主なものだが、1項1目拡張事業費2,577万9,000円を計上いたした。これは、昨年度に引き続き村上地区第4次拡張事業の八幡及び山居山配水池廃止に伴い、廃止管の末端処理や撤去工事を行うほか、朝日地区岩沢市内に新たに水源を求めるための調査委託費用が主なものとなっている。また、1項2目改良事業費6億9,602万1,000円を計上いたした。昨年度と比較し、2億6,162万円増額となっている。主な事業としたしては、委託料で5か年計画の最終年度となる水道台帳システム構築業務委託費939万6,000円を計上するとともに、引き続き施設台帳を整備するための委託料4,782万3,000円などを計上いたした。また、工事請負費においては、国の高速道路整備に伴う朝日地区水道施設移設工事業経費として2億4,000万円を、村上地区においては県道岩船港線防災安全工事に伴う配水管改良工事7,700万円や瀬波温泉2丁目地内の配水管改良工事2,500万円を、荒川地区においては県で実施している東大通り線整備や烏川雨水幹線に伴う配水管移設工事費として4,180万円を、神林地区においては

飯岡地内の配水管改良工事2,400万円などを計上いたした。2項1目企業債償還金は、4億840万円を計上いたした。これにより令和4年度末の企業残高は、400Pの令和4年度村上市上水道事業予算予定貸借対照表の固定負債の企業債と流動負債の企業債の合計額51億8,801万円の見込みとなる。次に、388P、389Pは予算に関する説明の注記、390Pはキャッシュ・フロー計算書、令和4年度の現金の流れを活動区分別に表示している。令和4年度の資金期末残高は、一番下の行に示したとおり4億4,877万3,000円を予定している。391Pから395Pは給与明細書、396Pは予定損益計算書、令和3年度における上水道事業成績を示している。397Pから400Pは、令和3年度及び令和4年度の予定貸借対照表だ。それぞれの年度の時点における上水道事業が保有する資産、負債及び資本を表している。以上、令和4年度村上市上水道事業会計予算の概要説明を終わる。よろしくご審議をお願いいたします。

(質 疑)

尾形 修平

381Pの修繕費なのだけれども、これちょっと教えてもらいたいなのだけれども、水道のメーターの交換の件なのだけれども、これというのは期間があって、それが期間が過ぎたやつを取り替えていくというふうなルールになっていると思うのだけれども、システムというか、交換のサイクルとやり方というか、今年はそれこそどこどこ地区、どこどこ地区というのでやっていくのか、それともこの予算の中で更新を迎えるやつ全てをやっていくのか、何を聞きたいかという、そうすると年度によって物すごく上がる年と下がる年があるのではないかなというふうに思ったものだから、その辺ちょっと教えていただけるか。

上下水道課長

検満については、8年に1遍の交換時期を迎えることになる。委員ご指摘のように、若干地区によってばらつきはあるのだけれども、単純作業として検満を迎える8年の1年前に交換するという形を取ってやっている形になっているので、なるべくそういう形でのサイクルで替えてきているので、大体平均しているのかなというふうに私は見ているのだけれども。

尾形 修平

もう一点、この予算にはまるきり関係ない話なのだけれども、今年も冬の寒さで水道管が破裂したり、あと宅内で漏水があったときには水道代を免除するというので、それは通年でやっていただいているのだけれども、そういうのって実績として年間どのぐらいあるものか。

上下水道課長

冬の時期の凍結が多いときについては、そういう凍結による減免というのは当然増える形になる。それをちょっと抑えるために、昨年度からは天候とか温度を見て、事前に放送をかけて、少しでも水を出してくださいという形と、あと広報等でお知らせするような形を取っている。

尾形 修平

当然宅内であればメーター取ってからの話なので、量を把握していると思うのだけれども、それを水道料金に換算して、だから年間どのぐらいあるのかなというのをちょっと教えてもらえるか。

上下水道課長

ちょっと今業務室長のほうからお話しさせていただくけれども、すぐぱっと出てこない。すみません、少し時間ください。

菅井 晋一

387Pだろうか、拡張事業費の説明で朝日地区の水源を新たに求めるような説明があったかななんて思ったのだが、そのことについて詳しく教えてください。

上下水道課長

委員大変ご存じのとおり、ここは要するに井戸が濁水をずっと続けていたという地区になるので、今朝日温海道路で第4水源は新たに新設するわけだけれども、そち

らについても量が十分確保できるということではあるけれども、さらに朝日地区の岩沢地区においては漏水対策として新しい井戸を来年度から委託をかけて計画をしていくつもりである。

菅井 晋一 確かに昨年あたりも水不足する時期でもないのに、水源が不足したということを知っていた。大分人口も減って、使う水も減っているのかなというふうには思うけれども、第4水源が動けばある程度うまくならないのかなという部分も少しは思ったのだけれども、安定確保のためにはやっぱり岩沢の水源も確保することは必要かなというふうに思う。ぜひ進めていただきたいと思います。よろしく願います。

業務室副参事 先ほどの漏水による減免の関係なのだが、令和2年度の決算の数字といたしては、申請件数が上水道で297件、簡易水道で86件、合計で383件の申請をいただいている。減免の水量、トータルでは4万2,954立方メートル、減免の金額にすると上水道が507万5,403円、簡易水道が55万8,178円で、合計563万3,581円を減免としている。以上だ。

(「減免の内容は、凍結なだけでねえろ」と呼ぶ者あり)

業務室副参事 減免の内容としては、凍結による漏水のほか、ほとんどが地下漏水、目視できないところでの漏水、特に最近多いのが給湯器、囲いがあるようなエコキュートであるとか、あとは建物の裏側に設置してある給湯器で発見が遅れたと、そういったケースが最近の申請の中では理由として多い。

尾形 修平 今お答えいただいたのは、令和2年度の報告だったけれども、これ毎年大体このぐらいの金額になっているのか。

業務室副参事 お答えいたします。先月末の時点で申請件数が320件ほど来ている。もう残り1か月切っているので、去年、令和2年度に比較すると、寒波の影響もどのくらい影響しているかちょっと微妙な部分もあるけれども、大体300件台を上下している、大体増減がそのくらいだと思う。

尾形 修平 これ私思っていたよりもかなり余計なのだ。金額的にしても500万円、600万円ぐらいの金額になっているので、これを早期に発見せよと言ってもなかなか難しいのだろうし、月々の水道料金が著しくなったとなれば、ご家庭の方も分かるのだろうけれども、例えば空き家とか不在の住宅とかというのもこういう中に入っているケースがあるか。

上下水道課長 空き家については、基本的には停止をして、乙止水栓で止めるという形になるので、一般的には漏水というのは考えられないのだけれども、中には乙止水栓がついてなくて、丙止水栓だけ止めて、そのバルブが駄目になっていて、空き家で漏水しているということもゼロではない。ただ、一番多いのはやはり分からないところで、地下で漏っているというのの漏水、ただ我々検針時に異常水量という調査をして、現年同期同月よりも明らかに多く出ているとか、前の月より多く出ているものについては異常水量といって、再度その場所を見に行き、お知らせしてあげるといった形を取らせていただいている。それで分かるケースも結構あるので、そういう防止の方法は取らせていただいている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第13号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第14号 令和4年度村上市簡易水道事業会計予算を議題とし、担当課長（上下水道課長 山田知行君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

上下水道課長 それでは、議第14号を引き続きお願いいたします。令和4年度村上市簡易水道事業会計について概要説明をいたします。予算書401Pから403Pは、上水道事業会計と同様に地方公営企業法施行令第17条の規定により、第1条総則から第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費を記載している。企業活動の基本的目標である業務予定量として、401Pの第2条のとおり、令和4年度は給水戸数3,931戸、年間総給水量94万8,290立方メートル、1日平均給水量2,598立方メートルとしている。なお、402P、第4条において、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,731万4,000円は、当年度分消費税等資本的収支調整額615万8,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億1,115万6,000円で補填するものである。予算書404Pから411Pまでは、令和4年度簡易水道事業会計予算実施計画だ。こちらも上水道事業会計と同様に収益的収入及び支出、資本的収入及び支出のそれぞれ款項目の令和4年度及び前年度の予定額、備考欄には目の説明を記載している。予算書412Pから421Pまでは、令和4年度簡易水道事業会計予算実施計画説明書だ。簡易水道事業も実施計画説明書により支出における主なものをご説明いたします。412P、413Pを御覧ください。収益的収入及び支出において、収入の主なものとして1項1目給水収益だが、過去の実績及び6月1日からの料金改定を見込み、1億6,098万8,000円を計上いたしました。次に、1項2目受託工事収益だが、540万円を計上いたしましたが、これは消火栓に係る工事の負担金だ。2項1目営業外収益、他会計補助金だが、一般会計の繰入金1億3,098万4,000円を計上いたしました。続いて、414P、415Pを御覧ください。収益的収入及び支出において支出の主なものだが、1項1目原水及び浄水費、これは上水道事業と同様に原水の取り入れ及び原水のろ過滅菌に関する設備の維持管理などに要する費用だ。7,087万6,000円を計上いたしました。昨年度と比較して136万6,000円の増額となっているが、委託料の、浄水施設管理業務委託料において、隔年実施をしている朝日地区高根浄水場と薦川浄水場の膜モジュールの薬品洗浄費用として委託料に259万3,000円を計上したことによる。1項2目配水及び給水費、これも上水道事業と同様に配水池、配水管、その他浄水地の配水に係る設備並びに給水装置に附属する揚水機、その他の設備の維持及び作業に要する費用で4,948万6,000円を計上している。昨年度と比較し496万3,000円の増額となっており、委託料の配水池施設保守点検業務委託料において隔年実施の山北地区配水池清掃業務委託の計上が主な要因となっている。1項3目受託工事費、消火栓の新設、修繕工事などに伴う受託工事費で540万円を計上いたしました。1項4目総係費、簡易水道事業活動全般に関する費用だが、3,484万3,000円を計上いたしました。昨年度と比較し210万6,000円増額となっており、417Pの負担金、その他における水道台帳システム保守管理費用やスマート水道メーターの実証実験費用の上水道事業に対する負担金の増加が主な原因となっている。同じく416P、417P、2項1目営業外費用、支払利息

及び企業債取扱諸費、これは企業債に係る利息で2,269万円を計上いたした。昨年度と比較し331万円減額となっている。次に、418Pから421Pは資本的収入及び支出において記載している。418P、419Pを御覧ください。資本的収入及び支出において、収入の主なものとしては1項1目企業債4,790万円、これは建設改良費に充てる地方債だが、昨年度と比較し1,560万円増額となっており、企業債対象事業が増加することによる。2項1目出資金だが、一般会計からの繰入金1億2,229万9,000円を計上している。3項1目工事補償金3,420万円、これは県事業の県道村上朝日線道路改良に伴う水道施設の移設費用などに対する補償金だ。続いて、次のページ、420P、421Pを御覧ください。資本的収入及び支出において支出の主なものだが、1項1目改良工事費に1億728万8,000円を計上いたした。主な事業といたしては、工事請負費で上海府瀬波地区簡易水道事業において、県道村上朝日線道路改良に伴う送水管の移設経費4,154万円、府屋地区簡易水道事業では老朽管更新事業とし、配水管改良工事経費を2,365万円を計上いたした。2項1目企業債償還金は2億1,437万円を計上いたした。これにより令和4年度末の企業債残高は、434Pの令和4年度村上市簡易水道事業予算予定貸借対照表の固定負債の企業債と流動負債の企業債の合計額15億1,371万9,000円の見込みとなる。戻って、422P、423Pは予算に関する説明の注記、424Pはキャッシュ・フロー計算書、令和4年度現金の流れを活動区分別に表示している。令和4年度の資金期末残高は、一番下の行に示したとおり927万4,000円を予定している。425Pから429Pは給与費明細書、430Pは予定損益計算書、令和3年度における簡易水道事業経営成績を示している。431Pから434Pは、令和3年度及び令和4年度の予定貸借対照表で、それぞれの年度末時点における簡易水道事業が保有する資産、負債及び資本を表している。以上、令和4年度村上市簡易水道事業会計予算の概要説明を終わる。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長（川崎健二君）休憩を宣する。
（午前11時01分）

委員長（川崎健二君）再開を宣する。
（午前11時13分）

（質 疑）
（「なし」と呼ぶ者あり）

（自由討議）
（「なし」と呼ぶ者あり）

（討 論）
（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第14号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第11 議第15号 令和4年度村上市下水道事業会計予算を議題とし、担当課長（上下水道課

長 山田知行君) から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、なるべく簡潔にやりたいと思うので、よろしく願います。それでは、議第15号 令和4年度村上市下水道事業会計予算について概要を説明いたします。予算書435Pから437Pは、上水道事業会計及び簡易水道事業会計と同様に地方公営企業法施行令第17条の規定により、第1条総則から第10条たな卸資産購入限度額を記載している。企業活動の基本目標である企業予定量として435Pの第2条のとおり、令和4年度は接続戸数1万7,705戸、年間有収水量546万503立方メートル、1日平均有収水量1万4,960立方メートルとなっている。なお、436P、第4条のとおり資本的収支において資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額13億4,548万9,000円は、当年度分消費税等資本的収支調整額6,219万8,000円及び当年度分損益勘定留保資金12億8,329万1,000円で補填するものとした。予算書438Pから445Pまでは、令和4年度下水道事業会計予算実施計画だ。こちらを上水道事業会計及び簡易水道事業会計と同様に収益的収入及び支出、資本的収入及び支出にそれぞれ款項目の令和4年度及び前年度の予定額、備考欄には目の説明を記載している。予算書446Pから463Pまでは、令和4年度下水道事業会計予定実施計画説明書だ。下水道事業会計についても、実施計画の説明書により支出における主なものをご説明いたします。446P、447Pを御覧ください。収益的収入及び支出において、収入の主なものとしたして1項1目下水道使用料だが、過去の実績及び6月1日からの料金改定を見込み、9億1,804万3,000円を計上いたした。次に、1項2目負担金2,014万8,000円は、雨水処理に要する経費の一般会計負担等だ。2項1目営業外収益、補助金の県補助金は、農業集落排水整備事業起債償還補助金2,264万8,000円を計上いたした。同じく2項1目他会計補助金だが、一般会計で負担していただく分流式下水道等に要する経費等として17億9,012万9,000円を計上いたした。続いて、450P、451Pを御覧ください。収益的収入及び支出において支出の主なものだが、1項1目管渠費、これはマンホールポンプ管渠取付け管、公共ます等の維持管理などに要する費用で1億8,263万8,000円を計上いたした。施設維持保全業務委託料、マンホールポンプ等の修繕費、電気料が主な費用だ。昨年と比較し1,843万5,000円の増額となっているが、これは施設老朽化に伴う計画修繕や増加している緊急修繕の対応のために不時修繕費を増額したことが主な要因だ。2目ポンプ場費、これは瀬波第一中継ポンプ場ほか雨水ポンプ場を含むポンプ場の施設の維持管理に要する費用で4,256万6,000円を計上いたした。施設の維持保全業務委託料、ポンプ場の電気料が主な費用だ。昨年と比較し612万3,000円の増額となっているが、こちらも緊急対応のための不時修繕の増や岩船中継ポンプ場の硫化水素抑制剤の薬品費の増額が主な要因となっている。続いて、452P、453Pを御覧ください。3目処理場費、これは公共管渠の浄化センター、山北下水道管理センター、集排処理場の維持管理に要する費用で8億1,110万8,000円を計上いたした。施設維持保全業務委託料、汚泥等収集運搬処分業務委託料、修繕費、処理場の電気料が主な費用だ。昨年と比較し3,435万7,000円の減額となっているが、令和3年度から処理場等維持管理業務長期継続契約による委託料の減額が主な原因となる。なお、管渠費、ポンプ場費と同様、処理場費においても緊急対応のため不時修繕費の増により修繕費が増額となっている。4目業務費、これは業務に要する費用で3,023万2,000円を計上いたした。上水道事業に委託している収納事務等の負担金が主な費用だ。昨年度と比較し272万2,000円の増額となっ

ているが、これは料金システムの入替えに伴う収納事務等負担金の増額が主な要因となっている。5目総係費、これは下水道事業活動全般に関連する費用で8,276万6,000円を計上いたした。昨年度と比較し834万2,000円の減額となっており、人事異動による職員給与費や委託料において資産評価業務を直営としたことが主な減額原因となっている。次に、456P、457Pを御覧ください。2項1目営業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費、これは企業債及び一時借入金に係る利息で4億30万6,000円を計上した。昨年度と比較し4,649万4,000円の減額となっている。次に、458Pから463Pは資本的収入及び支出について記載している。458P、459Pを御覧ください。資本的収入及び支出において、収入の主なものとして1項1目企業債17億8,970万円を計上しており、事業債、資本費平準化債、借換債が主な企業債だ。昨年度と比較して1億9,550万円増額となっているが、事業債及び資本費平準化債の増額が主な要因だ。2項補助金は、4億9,120万円を計上いたした。これは汚水処理場施設の改築更新などに対する社会資本整備事業総合交付金や農業集落排水施設の改築更新に対して交付される県補助金だ。3項1目受益者負担金及び分担金だが、下水道受益者負担金の令和4年度賦課がないため、それぞれ項目計上といたした。6項1目出資金だが、一般会計からの繰入金11億9,137万6,000円を計上いたした。続いて、次のページ、460Pから461Pを御覧ください。資本的収入及び支出において、支出の主なものだが、1項1目建設事業費12億5,528万1,000円を計上いたした。主な費用といたしては職員給与費、委託料、修繕費、工事請負費等を計上しており、昨年度と比較し3億6,814万4,000円の増額となっている。工事請負費は減額となっているが、委託料と修繕費が増額となったことが要因だ。主な事業費といたしては、委託料で老朽化が進む村上浄化センターの改築更新経費として8億1,100万円を計上したほか、農業集落排水施設の改築更新費用として1,870万円を計上いたした。また、工事請負費では、県道の改良事業に伴う下水道施設の移設工事として3,161万円、府屋地区のマンホールの蓋更新工事として2,800万円、農業集落排水施設の改築更新経費といたして7,450万円を計上いたした。また、2項1目企業債償還金では35億9,186万1,000円を計上いたした。これらにより令和4年度末の企業債残高は、479Pの令和4年度村上市下水道事業予算予定貸借対照表の固定負債の企業債と流動負債の企業債の合計額、299億7,531万9,000円の見込みとなる。戻って、464Pから466Pは予算に対する説明の注記だが、こちらは他会計と同様となっているので、省略させていただく。以上、令和4年度村上市下水道事業会計予算の概要説明を終わる。よろしくご審議をお願いいたします。

(質 疑)

菅井 晋一 461Pだが、工事請負費の中に農排の更新事業があるというふうな説明であった。それで、たしか南大平と蒲萄のところかななんて思うが、これって地方債、企業債を充てられるような事業だろうか。

経営企画室主幹 ただいまの工事請負費の農業集落排水事業の起債の活用であるけれども、事業債といたして起債対象事業費にできるものについては借入れを予定している。事業別の事業債といたしては、集配地区では4,900万円を企業債の見込みとしている。

菅井 晋一 私もよく分からないのだけれども、企業債が充てられるような事業であれば、この地域からして辺地債も充てられるのではないかなというふうに思うのだけれども、ちょっと財政のほうの話なので、甚だここでどうのこうのではないのだけれども、

- その辺も研究されたいかがかなというふうに思う。
- 上下水道課長 当然委員ご指摘のように有利な企業債に借換えをしたりとか、その辺のところも研究しながら進めてまいりたいと思う。
- 尾形 修平 これ接続戸数なのだけれども、上水のほうで2万690、簡水のほうで3,931ということで、合計すると約2万4,000戸数になるのだけれども、その差額、約7,500が下水道に接続していないという、集排も含めて接続していないという理解でいいのか。
- 業務 室長 上水、簡水のほうは井戸を接続できない給水契約しているところもある。例えば畑もあるし、下水道が普及していない、そういったところがあるので、実際今どのくらいの差額があるのかちょっと即答できないが、一応そのようなことで、差額が全て下水道になるということではない。
- 尾形 修平 世帯として、事業所もそうだけれども、まだ未接続の戸数というのは私調べておく必要があるのではないかなと思うのだけれども。
- 上下水道課長 調べてあるのだけれども、ちょっと時間かかるので、後でお答えさせていただきます。すみません。
- 業務 室長 現在の令和2年4月1日現在の村上市の世帯数が2万2,663世帯になる。そのうち下水道使用世帯数が・・・すみません、令和3年度でお答えする。令和3年4月1日現在で村上市内の世帯数が2万2,513世帯、そのうち下水道接続している使用世帯数が令和3年度で1万6,077世帯である。事業所は入っていない。
- (「事業所の別なやつで分かる。事業所は分からねえか」と呼ぶ者あり)
- 川崎委員長 手を挙げて発言してください。
- 業務 室長 今お答えした世帯数というのは接続人口を調べるための数字でお答えしたのだが、すみません、事業所については別の範囲になるので、その分ちょっと今即答できないのだが、もしご必要であれば後ほどお答えさせていただきたいと思うが。
- 尾形 修平 個人的に聞く。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第15号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長(川崎健二君)閉会を宣する。

(午前11時33分)